

議案第6号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

1 譲渡する財産

所在地	北名古屋市鹿田院田屋敷344番地、343番地		
種別	建物		
構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建		
床面積	1階	173.26	m ²
	2階	177.90	m ²

2 譲渡の相手方

北名古屋市鹿田院田屋敷344番地
鹿田自治会
代表者 鹿田自治会長 小川義美

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため、地域の自主的な活動及び自治会集会施設の用に供するものとする。